(その1)

# 収支報告書

令和7年分
(　　開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称　岡田みきこ後援会

2 主たる事務所の所在地　三島市壱町田3－12

3 代表者の氏名　岡田順二

4 会計責任者の氏名　岡田順二

事務担当者の氏名

岡田順二

(電話)　055-988-2222

(電話)

(電話)

| 政治団体の区分 | |
|---|---|
| □ 政党 | □ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| □ 政党の支部 | ☑ その他の政治団体 |
| □ 政治資金団体 | □ その他の政治団体の支部 |

| 活動区域の区分 | |
|---|---|
| □ 2以上の都道府県の区域等 | ☑ 同一の都道府県の区域内 |

| 資金管理団体の指定の有無 |
|---|
| □ 有 |
| ☑ 無 |
| 公職の種類 (現職・候補者の別) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 |

| 国会議員関係政治団体の区分 |
|---|
| □ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| □ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| □ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 |
| □ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体 |
| 公職の候補者の氏名等 |
| 公職の種類等 (現職・候補者の別) |
| 公職の候補者の氏名等(2人目) |
| 公職の種類等 (現職・候補者の別) |
| 公職の候補者の氏名等(3人目) |
| 公職の種類等 (現職・候補者の別) |

| 資金管理団体の指定の期間 |
|---|
| から |
| まで |
| (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間) |

| 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 |
|---|
| から |
| まで |
| (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間) |

選挙管委
-8.2.-4
第7970号

入力済

(その2)

# 収　支　の　状　況

1　収支の総括表

| | |
|---|---|
| 収　入　総　額 | 0 |
| （前年からの繰越額） | |
| （本年の収入額） | 0 |
| 支　出　総　額 | 0 |
| 翌年への繰越額 | 0 |

2　収入項目別金額の内訳

| (1) 個人の負担する党費又は会費 | |
|---|---|
| 金　額 | 0 |
| 員　数（党費又は会費を納入した人の数） | |

| (2) 寄　附 | | |
|---|---|---|
| ア　寄附（イを除く。）の区分 | 金　額 | 備　考 |
| (ｱ) 個人からの寄附 | 0 | |
| （うち特定寄附） | | |
| (ｲ) 法人その他の団体からの寄附 | 0 | |
| (ｳ) 政治団体からの寄附 | 0 | |
| 小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ) | 0 | |
| (寄附のうち寄附のあっせんによるもの) | 0 | |
| イ　政党匿名寄附 | 0 | |
| 合　計　（ア ＋ イ） | 0 | |

(その17)

# 資産等の状況

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア　土地 | □ | ☑ | |
| イ　建物 | □ | ☑ | |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | |
| カ　金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ　有価証券 | □ | ☑ | |
| ク　出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

(その20)

# 宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　2月　2日

政治団体の名称　岡田みきこ後援会

会計責任者の氏名　岡田順二（岡田）

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）